

廿日市市大野支所及び周辺市有地有効活用検討委員会設置要綱

改正 平成22年11月24日

(設置)

第1条 廿日市市大野支所（以下「大野支所」という。）の建替えに伴い、その位置、付随機能、土地の有効活用等について、広く意見を聴くため、廿日市市大野支所及び周辺市有地有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、大野支所の建替方針に基づき、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 大野支所の位置に関する事。
- (2) 大野支所に含める機能に関する事。
- (3) 大野支所周辺の市有地又は跡地の有効活用に関する事。
- (4) その他大野支所及び周辺市有地の有効活用に関して必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者19人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 大野地域の各種団体から推薦された者 12人以内
- (2) 大野地域の地縁団体から推薦された者 6人以内
- (3) 学識経験者 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から第2条各号に掲げる事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定め

る。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、分権政策部行政経営改革担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この告示は、平成22年10月27日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この告示は、第2条各号に掲げる事務が終了した日に、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成22年11月24日から施行する。